

4

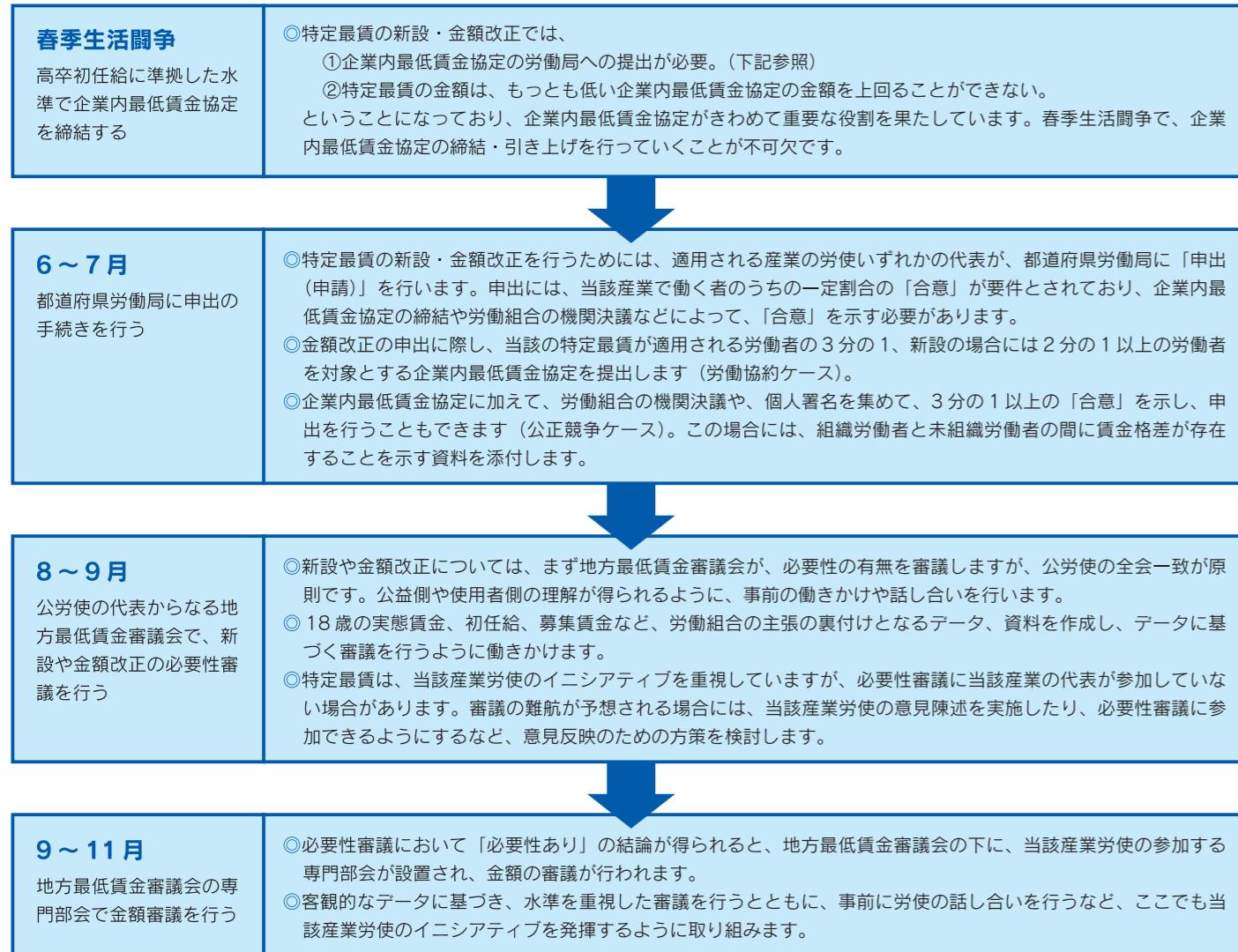
特定最賃の維持・強化にとって、企業内最低賃金協定の締結拡大・金額引き上げが決定的に重要

- ◎特定最賃を引き上げるためには、対象産業で働く労働者の3分の1に適用されるだけの企業内最低賃金協定を、都道府県労働局に提出します。
- ◎特定最賃の金額は、**もっとも低い企業内最低賃金協定の金額を上回ることができません**。低い金額の企業内最低賃金協定があると、特定最賃を引き上げることができません。

特定最賃と企業内最低賃金協定に関する金属労協の考え方

- *特定最賃は、労使対等の交渉で決定された賃金水準を産業全体に波及させる仕組みであることから、**企業内最低賃金協定と同水準**であるべき。
- *企業内最低賃金協定は、「同一価値労働同一賃金」の観点から、正社員と非正規労働者の均等・均衡待遇を確立するため、**高卒初任給に準拠した水準で締結すべき**。

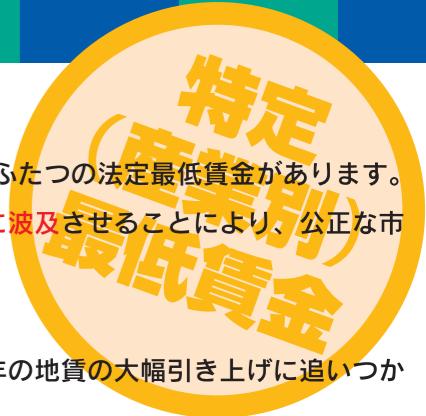
[特定最賃の新設・金額改正の流れ]



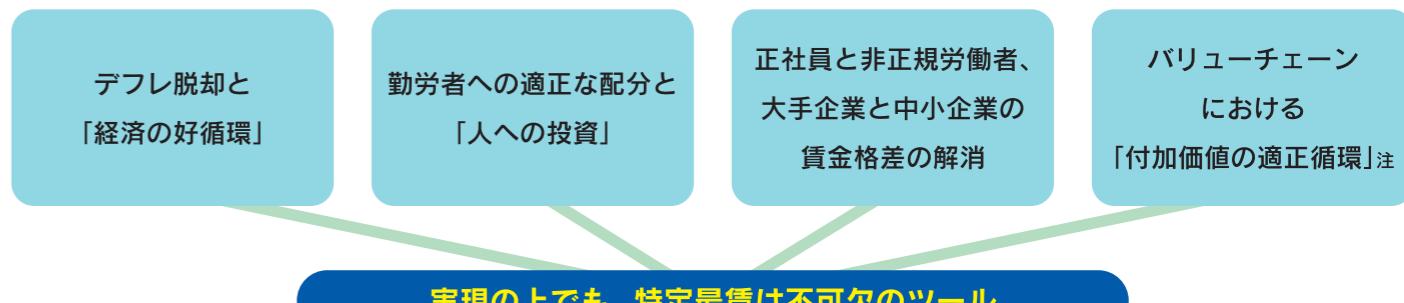
全日本金属産業労働組合協議会(金属労協／JCM) 議長 相原康伸
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10宝明治安田ビル4階
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 E-MAIL seisaku@jcmetal.jp
問い合わせ:金属労協政策企画局

2016年9月

金属産業の持続的な発展に向け、 特定最賃の維持・強化を



- ◎日本には、**地域別最低賃金(地賃)**と**特定最低賃金(特定最賃)**という、ふたつの法定最低賃金があります。
- ◎特定最賃は、特定の産業で、労使対等の交渉で決定された賃金水準を、産業全体に波及させることにより、公正な市場競争を促し、産業の持続可能性を高める仕組みです。
- ◎特定最賃は、**産業労使で合意した場合に、地賃を上回る金額で設定**しますが、近年の地賃の大幅引き上げに追いつかず、地賃に追い抜かれ、無効となってしまう事例が出てきました。
- ◎政府は地賃を年率3%程度引き上げていく方針なので、**さらに多くの特定最賃が無効となってしまう可能性**があります。
- ◎特定最賃の7割以上は、金属産業です。**わが国金属産業の競争力の源泉は「高生産性」**ですが、「高生産性」は、職場全体の高いモチベーションなしに維持できません。
- ◎特定最賃が失われれば、賃金の下押し圧力が高まり、**産業全体が「低賃金・低生産性」**に向かいかねません。金属産業の国際競争力確保と持続的な発展にとって、**特定最賃の維持・強化は絶対に必要です**。



注：バリューチェーンの各プロセス・分野の企業で、適切に付加価値を確保し、それを「人への投資」、設備投資、研究開発投資に用いることにより、強固な国内事業基盤と企業の持続可能性の確保を図っていくこと。

地賃と特定最賃は、同じ法定最低賃金ですが、その意義・役割は大きく異なります

地域別最低賃金(地賃)	特定最低賃金(特定最賃)
憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するための社会的な仕組み	労使対等の交渉で決定された賃金水準を産業全体に波及させることにより、公正な市場競争を促し、産業の持続可能性を高めるための仕組み
すべての都道府県で設定	産業労使が合意した場合に、地賃を上回る水準で設定

1

なぜ特定最賃が必要なの?

- ◎市場経済においてもっと重要なのは、市場参加者の対等性の確保です。もともと労働市場では、**労働力の売り手である労働者は、買い手である企業に対し弱い立場**にあります。
- ◎産業別労働組合の方針に基づき、労使対等の交渉が行われれば、産業の実力に相応しい賃金決定を行うことができるはずです。しかしながら、労働組合のない中小・零細企業で働く人、労働組合未加入の非正規労働者は、そのままでは交渉力が弱く、**適正な賃金を得られない場合**があります。
- ◎産業内に不当に低い賃金が存在すれば、商品市場において、公正な競争が損なわれてしまいます。その結果、労働組合の有無を問わず、**産業全体が賃金の下押し圧力にさらされることになります。**



労働組合のある企業の労使交渉の結果を、未組織労働者にも波及させ、労使対等の交渉で決定された賃金水準を、産業全体で確保することが必要！

労使対等の交渉で決定された賃金水準を未組織労働者に波及させる仕組み

海外 ⇒ 産別労使交渉によって締結された労働協約の拡張適用
日本 ⇒ **特定最賃！**

国会も認めた特定最賃の意義・役割

欧洲において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、我が国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。
職務待遇確保法附帯決議（2015年9月）

2

金属産業に特定最賃が必要なのは、理由があります！

- ◎232件ある特定最賃のうち、172件（74.1%）は金属産業です。熾烈な国際競争の真只中にある**わが国金属産業の競争力の源泉は「高生産性」**ですが、「高生産性」は職場全体の高いモチベーションなしに維持できません。人件費の引き下げで新興国・発展途上国に対抗することなど、到底不可能です。
- ◎特定最賃がなくなれば、**金属産業で賃金の下押し圧力が高まり、産業全体が「低賃金・低生産性」に向かうことになります**。わが国金属産業の国際競争力が失われ、持続的な発展が困難となることは明らかです。
- ◎地賃も賃金を底支えする仕組みではありますが、あくまで最低生計費を保障する社会的な仕組みであり、「高生産性」産業を維持するための賃金水準底支えの役割を果たすことはできません。

特定最賃がないと…

金属産業で賃金の下押し圧力

「低賃金・低生産性」産業へ

人手不足の中で、産業の魅力の喪失

国際競争力の喪失

人材確保が困難

3

地賃を上げれば特定最賃はいらない、という理屈は成り立たない！

- ◎近年、地賃が大幅に引き上げられてきました。このため、特定最賃の引き上げが追いつかず、その結果、水準自体が地賃に追い抜かれ、無効となってしまう事例が出てきました。
- ◎政府の「ニッポン一億総活躍プラン（2016年6月）」では、地賃の年率3%程度の引き上げが打ち出されています。地賃の引き上げは、賃金の底上げ・格差是正にとって大変重要ですが、このままでは、**さらに多くの特定最賃が無効となってしまう可能性**があります。
- ◎特定最賃の引き上げには、地方最低賃金審議会における公労使の合意が必要です。特定最賃の引き上げが地賃の引き上げに追いつかない背景には、**経営者団体が、特定最賃は「屋上屋」であるとして、廃止を主張**していることがあります。

特定最賃の引き上げが地賃よりも小さいとどうなる？

経営者団体「特定最賃は屋上屋だから廃止すべき」

特定最賃の引き上げ額 < 地賃の引き上げ額

特定最賃の水準 < 地賃の水準

特定最賃が無効に！

特定最賃制度の廃止へ

地賃引き上げ額以上の引き上げを実現した特定最賃（2013～15年度）

都道府県	産業	地賃引き上げ額との差		
		2013年度	2014年度	2015年度
北海道	鉄鋼	+2	+2	
青森	鉄鋼	0	0	0
	電気機械			
	各種商品小売			
	自動車小売			
岩手	鉄鋼・金属製品	+1	+2	0
	精密機械	+1	+1	
	自動車小売	+1	+1	
宮城	鉄鋼	0	0	
	自動車小売		+1	+1
秋田	非鉄金属	0	0	
	輸送機械（車）	+1		
	自動車小売	+1	+1	0
福島	非鉄金属	0		
	精密機械	0		
	電気機械	0		
	輸送機械	0		
	自動車小売	0		
茨城	鉄鋼	0	0	
神奈川	電気機械	0	0	0
新潟	各種商品小売	0	0	0
	自動車小売（新車）	0	0	0
富山	百貨店		+4	
福井	百貨店		+2	
静岡	製紙	0		
京都	自動車小売（新車）		+6	+1
大阪	非鉄・電線		0	
	電気機械		0	
兵庫	織維		+5	
和歌山	鉄鋼	+2	+2	
島根	鉄鋼	0	+3	+3
	一般機械		+2	+3
	電気機械		0	
	輸送機械（車）		+2	
	百貨店		+8	
	自動車小売（新車）	0	+2	+2
岡山	鐵鋼	0	+1	0
	一般機械		0	
	電気機械		0	
	輸送機械（車）		0	
	輸送機械（船）		0	
	各種商品小売		0	
広島	鐵鋼	0		
山口	鉄鋼・非鉄	+2	+3	+1
	電気機械	+1	+2	+1
	輸送機械	0	+2	0
	百貨店		+13	+4
	窯業		0	0
	鐵鋼	0	+1	0
	一般機械		0	
	電気機械		0	
	輸送機械（車）		0	
	輸送機械（船）		0	
	各種商品小売		0	
徳島	鐵鋼	0		
愛媛	製紙	0	0	0
	電気機械		0	
	輸送機械（船）		0	
福岡	鐵鋼	+2	+2	0
	電気機械	+2	0	0
	輸送機械	+1	+1	0
	百貨店	0	0	
	自動車小売（新車）	+1	0	0
佐賀	陶磁器	0	0	0
大分	鉄鋼	+2	+3	+2
	非鉄金属	0	+1	+1
	自動車小売（新車）	0	0	0
宮崎	自動車小売（新車）	0	0	0
鹿児島	自動車小売（新車）	0	0	0
沖縄	自動車小売（新車）	+1		
	合計件数（件）	35	41	43

地賃だけ上がればよい、というわけではない

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、最低賃金の引上げに努める。

日本再興戦略（2013年6月閣議決定）

- ◎地賃引き上げ額以上の引き上げを行っている特定最賃も、少なくありません。こうした好事例を参考にしながら、**あらゆる手立てを尽くして、「地賃引き上げ額以上」の特定最賃の引き上げを実現**していくなければなりません。